

## 答 申

### 第1 審査会の結論

沖縄県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定の不開示部分のうち、文書の表題、表中の通し番号・項目・小見出し・日付については、開示すべきである。

### 第2 諮問の概要

#### 1 公文書の開示請求

令和3年8月10日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「特定の高校における部活動での指導死について、学校人事課による調査の報告書（第三者委員会による調査報告の後に行われたもの）」の開示請求が行われた。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として「特定の教諭の言動に係る聞き取り結果一覧」（以下「本件公文書」という。）を特定し、令和3年8月13日付けで、本件公文書には条例第7条第2号及び同条第7号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年9月9日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和3年11月25日付けで沖縄県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

### 第3 審査請求人の主張（要旨）

#### 1 審査請求の趣旨

公文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由（要旨）

当該教諭に対する懲戒免職は決定しているのであり、それ以外の個人名は黒塗りにして一部不開示とすればよい。

公正かつ円滑な人事が確保されていれば、高校生を自死に追い込むことはなかった。県民が県職員の懲戒処分の適否、軽重の基準を知り、意見するのは当然の権利である。

#### 第4 実施機関の弁明書（要旨）

##### 1 条例第7条第2号の該当性について

本件公文書は、実施機関による関係者からの聞き取り結果をまとめたものであり、関係者には当該校の教職員のみならず、自死した生徒の所属していた部活動の部員らも含まれる。

本件公文書の主な内容である関係者の証言には、部活動名を推測させる内容が多分に含まれ、自死した生徒をはじめ、部活動の部員及び本件公文書内の証言者を特定することが可能であり、不開示情報である当該部分を容易に区分して除くことができないことから、本件公文書を不開示とした判断は妥当である。

##### 2 条例第7条第7号の該当性について

実施機関は部員らに対して、事実を明らかにするため、証言したものが誰か、決して分からないようにすると約束して聞き取りを行っている。

本件公文書が開示された場合、今後、同様の聴き取りを行った際に、開示請求による個人の特定期をおそれ、聞き取りに応じないケースが想定され、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあることから、本件公文書を不開示とした判断は妥当である。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 条例第7条第2号該当性について

###### (1) 条例第7条第2号

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、「個人に関する情報」は原則として不開示とし、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、その他の記述の部分等の個人情報の全体である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

さらに、同号ただし書において個人に関する情報であっても公にすることができる場合が定められており、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」「イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」「ウ 当該個人が公務員等であり、当該情報が職務遂行に係る情報であるとき、当該公務員等の職及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する場合は、同号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件公文書は、関係者からの聞き取り結果をまとめたものであり、開示することにより、特定の個人を識別することが可能であるとして、条例第7条第2号に該当することを根拠に不開示としている。

審査会において、本件公文書を確認したところ、当該公文書のうち個人の氏名は、条例第7条第2号で規定する「個人に関する情報」に該当する。また、特定の個人の氏名を除いた部分については、関係者が有する特定の事案に対し見聞きした体験に関する証言等であり、特定の個人と密接に結びつき極めて個人的な事柄に属する情報であり、その記述単独では必ずしも特定の個人を識別することができないが、当該情報に含まれる複数の記述等の組み合わせにより特定の個人が識別されうる情報であり、これを公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、同号で規定する「個人に関する情報」に該当し、当該情報を不開示とした実施機関の決定は妥当であると認められる。

ただし、特定の教諭の氏名については、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し開示が妥当である。

2 条例第7条第7号該当性について

(1) 条例第7条第7号

条例第7条第7号は、「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について、不開示情報に該当する旨規定している。また、典型的な例として同号柱書エでは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

公にすることにより支障が生ずる場合には、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある限り不開示とされることから、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれており、また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが必要とされ、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性では足りず法的保護に値する蓋然性が必要とされる。

(2) 条例第7条第7号該当性について

実施機関は本件公文書を作成するにあたり、証言者に対して証言した者が誰か決して分からないようにすると約束して聞き取りを行ったことから、証言内容が公になった場合、証言者が個人の特定をおそれ、今後、同様の調査等において聞き取りに応じないケースが想定され、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあることから、条例第7条第2号に加え、同条第7号にも該当する旨を主張している。

審査会において本件公文書を確認したところ、関係者による証言内容については、証言者の所属や特定の個人との関係が推測できる情報が詳細に記載されており、個人氏名を不開示とした場合であっても、証言者を推測することが可能であ

ると認められる。当該情報が公になった場合、特定の事案に関し被聴取者が自らの証言内容が記録された文書が開示されることをおそれて、事実をありのままに証言することをためらうおそれがある。そうすると、結果的に、実施機関で行う人事管理上必要な事実の把握が困難となり、公正かつ妥当な人事上の処分等を行うために必要な情報が十分に得られなくなるおそれがあると認められる。よって、本件公文書のうち関係者の証言内容については、1(2)のとおり同条第2号の「個人に関する情報」に該当し、かつ、同条第7号エで規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるものにも該当するものと認められる。

ただし、本件公文書のうち、表題については、既に本件処分通知書において開示している情報であること、表中の通し番号・項目・小見出し・日付については、開示したとしても実施機関がどのように聞き取りを行ったのかわかる程度であり、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるとは言えないことから、開示が妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
儀部 和歌子	弁護士	会長職務代理
仲村 剛	弁護士	
新見 研吾	弁護士	
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年11月26日	諮問書受理
令和3年12月13日	審議（第330回）
令和4年2月21日	審議（第332回）
令和4年3月16日	審議（第333回）
令和4年5月23日	審議（第335回）
令和4年7月20日	審議（第336回）
令和4年8月18日	審議（第337回）